

情報環境機構情報環境支援センター運営内規

(平成26年3月11日情報環境機構長裁定)

(目的)

第1条 京都大学情報環境機構規程(平成17年3月22日達示第13号制定)第20条の規定に基づき、情報環境機構(以下「機構」という。)に個人認証に関する業務及び機構サービスに関する問合せ業務の管理・運用組織として、情報環境支援センター(以下「センター」という。)を置く。

(センターの業務)

第2条 センターにおいては、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 個人認証に関するIDの発行、管理
- (2) 認証ICカード及び施設利用証に関する電子証明書、ICカードの発行
- (3) 電子認証局の運用及び維持管理
- (4) ICカードに関する企画・検討・調整
- (5) スーパーコンピュータシステム、汎用コンピュータシステム、教育用コンピュータシステム一時利用コードの利用申請受付
- (6) 機構が提供する各種情報サービスに関するユーザからの問合せ対応
- (7) 機構の広報に関すること
- (8) その他個人認証に関する業務及び機構における各種サービス業務に関する問合せ対応に関すること

(センターの組織)

第3条 センターにセンター長を置き、機構の教員から機構長が指名する。

2 センターに、職員を置く。

(その他)

第4条 この内規に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は情報環境機構長が定める。

附 則

- 1 この内規は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 情報環境機構統合認証センター運営内規(平成23年5月31日情報環境機構長裁定)は、廃止する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和6年1月1日から施行する。